

日本DPO協会第52回個人情報保護セミナー
講演「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する
法律案」について」

講師：個人情報保護委員会事務局 参事官
香月 健太郎 様

2026年5月7日(木) 15:00～16:00

挨拶「個人情報保護法の改正」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

(一橋大学名誉教授・個人情報保護委員会初代委員長)

プライバシー・個人情報保護論議の世界的展開の時期区分①

【歴史を知らずして現代は語れない。】

第1期 プライバシー権の歴史的展開期(19世紀末以降)

1890年 Samuel D. Warren & Louis D. Brandeis, *The Right to Privacy*,
4 HARV.L.REV.193

第2期 歴史的展開期・データ保護法議論期(1960年代)

1961年 日本「宴のあと」プライバシー侵害訴訟提起、1964年プライバシー権承認の東京地裁判決

第3期 データ保護法制定萌芽期(1970年代)

1970年 米国・公正信用報告法(Fair Credit Reporting Act of 1970)、1970年 西ドイツ・ヘッセン州データ保護法(Datenschutzgesetz)

スウェーデン(1973)、アメリカ(1974)、西ドイツ(当時、1977)、デンマーク(1978)、ノルウェー(1978)、フランス(1978)、オーストリア(1978)、ルクセンブルグ(1979)

アメリカ(連邦) プライバシー法(Privacy Act of 1974,)、家族教育権・プライバシー法(Family Educational Rights and Privacy Act of 1974)、金融プライバシー権法(Right to Financial Privacy Act of 1978)

1970年代中葉以降 地方公共団体(基礎自治体)の個人情報保護条例制定

プライバシー・個人情報保護論議の世界的展開の時期区分②

第4期 国際機関基準確立・データ保護法制定発展期(1980年代):

1980年OECDプライバシーガイドライン採択

1981年欧州評議会データ保護条約各国の批准に付す

1982年日本・行政管理庁プライバシー保護研究会立法化提唱

欧州・カナダ・オーストラリア等で立法

1988年日本・行政機関電算処理個人情報保護法制定

第5期 国際機関基準確立・データ保護法制定展開期(1990年代)

1990年欧州委員会データ保護指令提案、1995年欧州連合データ保護指令採択、世界的にデータ保護法制定

日本・高度情報通信社会推進本部個人情報保護検討部会(座長・堀部政男)

「早大、警察に名簿提出」発覚

第6期 データ保護法制定拡大期(2000年代)

世界的にデータ保護法制定、日本2003年個人情報保護関係5法制定、技術の影響への対応論議

プライバシー・個人情報保護論議の世界的展開の時期区分③

- 第7期 現行制度の再検討議論期(2010年代):
世界的に技術の影響への対応論議・制度見直し論、
日本・2013年番号法制定、2014年特定個人情報保護委員会設置
2015年個人情報保護法・番号法改正
2016年個人情報保護委員会(PPC)設置
2017年5月30日改正個人情報保護法全面施行(主務大臣の権限、
PPCに一元化)
2018年5月25日 EU GDPR適用開始
2019年1月23日 日本-EU十分性相互認定

プライバシー・個人情報保護論議の世界的展開の時期区分④

第8期 プライバシー・個人情報保護制度のグローバル的展開期 (2020年代)

米・カリフォルニア州消費者プライバシー (California Consumer Privacy Act : CCPA) の施行 (2020年1月)、

連邦議会の法案：2022年6月3日下院と上院のリーダーが包括的なデータプライバシー法案の超党派の議論草案を発表

<https://www.commerce.senate.gov/2022/6/house-and-senate-leaders-release->

Discussion Draftのタイトル—

American Data Privacy and Protection Act

A BILL To provide consumers with foundational data privacy rights, create strong oversight mechanisms, and establish meaningful enforcement.

プライバシー・個人情報保護論議の世界的展開の時期区⑤

日本・個人情報保護法改正（2020年、2021年）

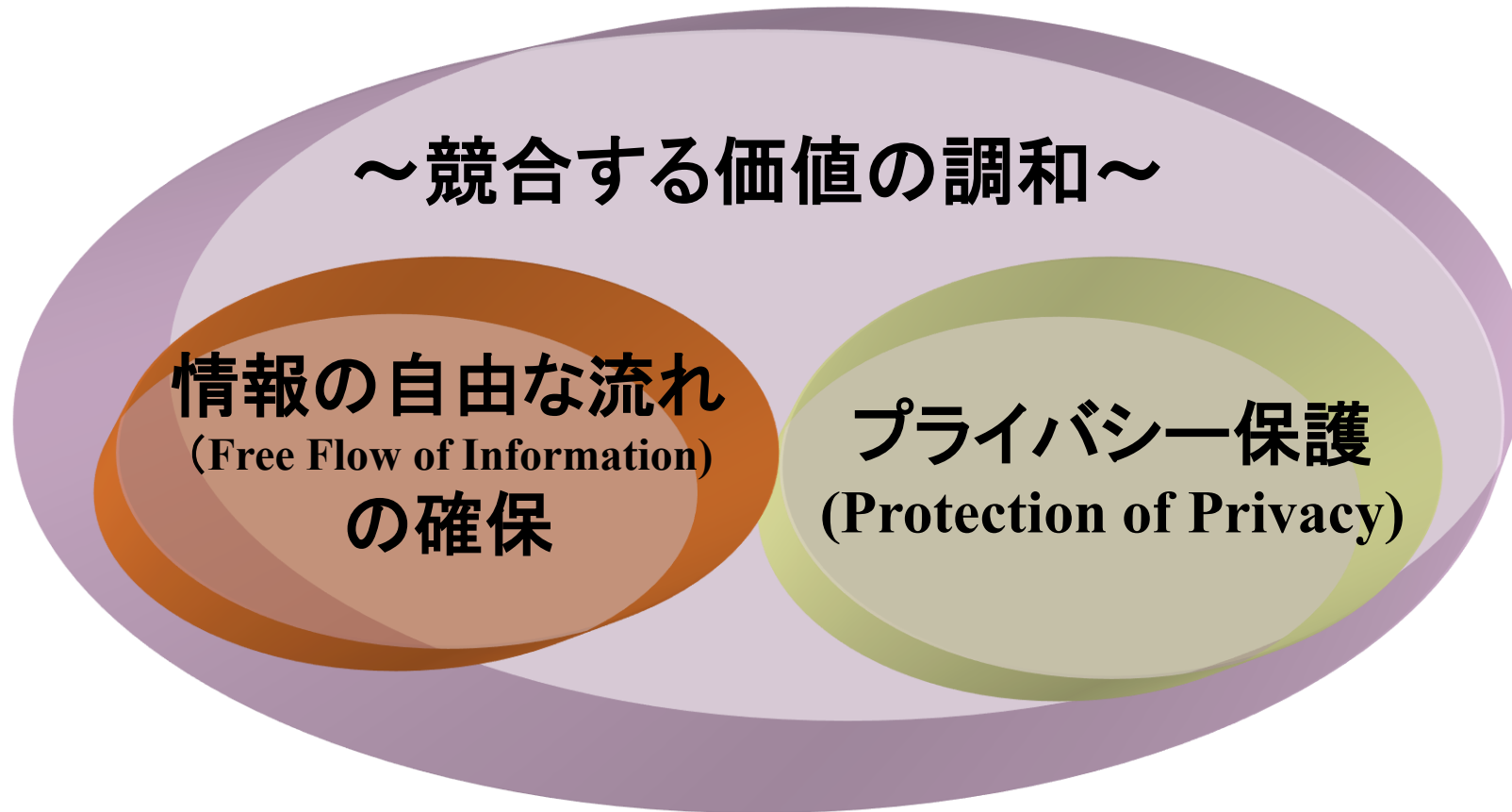
2026年改正案）

データ保護法制定国の増大

国際機関基準確立・データ保護法制定発展期(1980年代)(1)

- 国際機関基準確立・データ保護法制定発展期—OECD
- 経済協力開発機構 (Organisation for Economic Co-operation and Development, OECD)
- 1980年プライバシー・ガイドライン (OECD Privacy Guidelines)、すなわち、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」(Recommendation of the Council concerning Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data) (1980年9月23日採択)【2013年7月11日に改正ガイドライン採択】

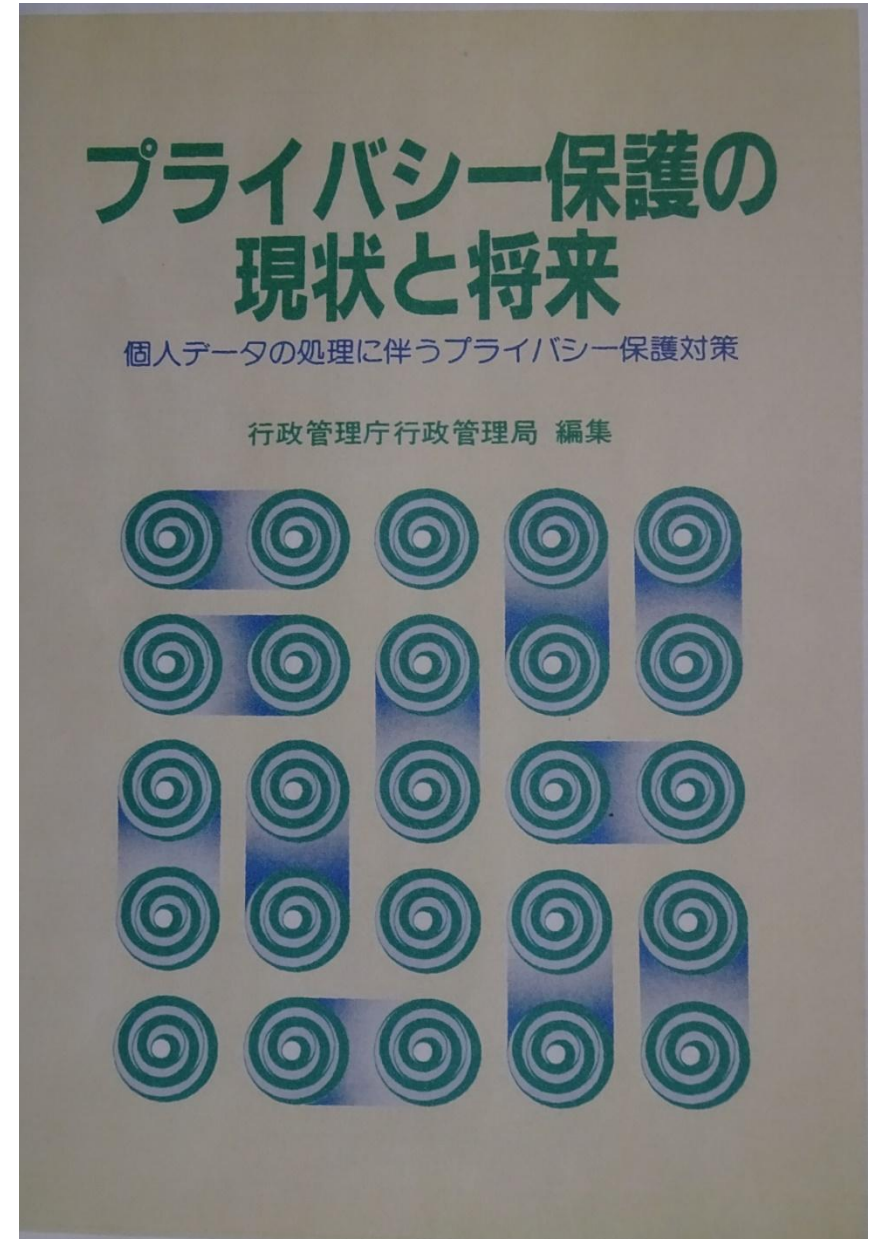
OECD1980年プライバシー・ ガイドライン<目的>



行政管理庁・プライバシー保護研究会報告(1982年)

プライバシー保護研究会構成メンバー

- (座長)加藤一郎 東京大学法学部教授
- 飯塚 毅 公認会計士
- 黒田 英文 弁護士
- 塩野 宏 東京大学法学部教授
- 竹内 啓 東京大学経済学部教授
- 田中靖政 学習院大学法学部教授
- 平林 勉 日本電子計算機株式会社専務取締役
- 平松 斉 朝日新聞社メディア委員会幹事
- 堀部政男 一橋大学法学部教授



2003年個人情報保護法制定まで

- 1980年 OECD(経済協力開発機構)プライバシー・ガイドライン採択
- 1982年 行政管理庁(当時)・プライバシー保護研究会(当時、最年少構成員)「個人データの処理に伴うプライバシー保護対策」(7月)まとまる。
- その中の「Ⅲ プライバシー保護対策の在り方」で、「個人データシステムの規律を目的とする制度的な対応としては、以下に掲げるプライバシー保護の基本原則に立脚した新たな法律を制定する必要がある」と立法化を提唱した。
- 1985年7月 総務庁・行政機関における個人情報の保護に関する研究会(構成員)
- 1986年12月 「行政機関における個人情報の保護対策の在り方について」
- 1988年12月 「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」(当時、この法律が「個人情報保護法」と呼ばれていた)成立

高度情報通信社会推進本部 個人情報保護検討部会(1999年～2000年)

- 個人情報保護検討部会の第1回会合が7月23日に首相官邸で開かれた(小渕恵三内閣総理大臣のあいさつの後、座長に選任された)。
- 検討部会は、10月初旬までに6回にわたって会議を開き、各委員の意見表明、関係省庁・関係団体等からのヒヤリングを行った。それらを踏まえて、10月20日には、個人情報保護検討部会において、「個人情報の保護について」と題する座長私案(「堀部私案」といわれることもある)を示し、審議した。これは、マスコミによって事前にスクープされるほどに関心を集め、また、新聞の社説でもとり上げられた。
- 11月9日には、この座長私案に説明を加えた中間報告(案)を提示し、同月19日には、「我が国における個人情報保護システムの在り方について(中間報告)」をとりまとめた。
- 12月3日 高度情報通信社会推進本部「我が国における個人情報保護システムの確立について」決定

個人情報保護検討部会と座長私案(1999年)

- 1999年7月23日 高度情報通信社会推進本部(本部長=内閣総理大臣)個人情報保護検討部会(座長・堀部政男)の第1回会合
- 1999年10月20日 座長私案まとめる。
- 1999年11月19日 「我が国における個人情報保護システムの在り方について(中間報告)」公表—この中で「我が国の個人情報保護システムの在り方としては、まず、官民を通じた基本原則の確立を図ることとし、あわせて保護の必要性が高い分野については個別法の整備を図るとともに、民間における業界や事業者等の自主規制等の自主的な取り組みを促進し、これらを全体として組み合わせることで最適なシステムとして構築することを基本とすることが適当である」⇒認定個人情報保護団体
- 1999年12月3日 高度情報通信社会推進本部「我が国における個人情報保護システムの確立について」決定

個人情報保護法制化専門委員会開催(2000年)

- 2000年2月4日に開催された法制化専門委員会の第1回会合で園部逸夫氏(元最高裁判所裁判官)が委員長に選出された(本稿の筆者は、個人情報保護検討部会の座長として法制化専門委員会に出席した)。法制化専門委員会は、ほぼ毎週、会議を開き、検討を続け、6月2日には「個人情報保護基本法制に関する大綱案(中間整理)」をとりまとめた。
- 法制化専門委員会は、6月2日にまとめた中間整理をパブリック・コメントに付すとともに、関係省庁・関係団体などから意見を聴き、10月11日に「[個人情報保護基本法制に関する大綱](#)」をとりまとめた(7月7日に高度情報通信社会推進本部は、情報通信技術(IT)戦略本部にとって代わられた)。
- [個人情報保護法の制定](#)
- 個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日公布、法案一平成13年3月27日閣議決定、平成14年12月13日廃案、平成15年3月7日閣議決定、平成15年5月23日参議院本会議可決、平成15年5月30日公布・一部施行、平成17年4月1日施行)

行政機関個人情報保護法等

- 行政機関等個人情報保護法のあり方については「行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法制の充実強化について－電子政府の個人情報保護」(座長: 茂串俊元内閣法制局長官)(2001年10月26日)で検討され、行政機関等に関する個人情報保護法としては、次の法律が制定・公布された(法案－2002年3月15日閣議決定、2002年12月13日廃案、2003年3月7日閣議決定、同年5月6日衆議院本会議可決、同年5月23日参議院本会議可決、同年5月30日公布、2005年4月1日施行)。
 - 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(1988年の「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」を全部改正する)
 - 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
 - 情報公開・個人情報保護審査会設置法
 - 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

いわゆる3年ごと見直し

- 平成27年改正法の附則12条（平成27年9月9日法律第65号）
- 「3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後3年を目途として、個人情報保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

いわゆる3年ごと見直し

- 令和2年改正法の附則10条
- 「3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」(3年ごとの検討)
- ※令和4年4月1日全面施行